

福岡県物品調達等競争入札に関する基本要綱

平成 19 年 9 月 21 日

19 総セ第 17182 号

総務部長 依命 通達

最終改正 令和 6 年 4 月 16 日 6 総厚第 331 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、他の法令に特段の定めがあるものを除き、福岡県が発注する物品調達等の入札方式、発注基準、入札参加資格その他競争入札の実施に関し基本的な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達等 福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 235 条に規定する備品、原材料品、需用品、大動物、小動物及び生産品を購入並びに請負の方法により取得及び修繕することをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 条）第 2 条に定める中小企業者をいう。

(入札方式)

第 3 条 予定価格が 160 万円を超える物品調達等の入札方式は、原則として一般競争入札による。

(入札参加資格)

第 4 条 入札参加資格は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4、第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定による告示（福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号。以下「告示」という。）の定めるところによる。

(入札参加条件)

第 5 条 福岡県が発注する物品調達等の一般競争入札においては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める入札参加条件を付する。

- (1) 予定価格が 160 万円を超え、1,000 万円に満たない場合 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 - イ 福岡県内に支店又は営業所等を有しかつ中小企業であること。

(2) 予定価格が1,000万円以上で、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額に満たない場合 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

2 前項に規定する入札参加条件を付した結果、著しく競争性が損なわれる恐れがあるときは、当該入札参加条件の全部又は一部を付さないことができる。

(指名競争入札における業者の選定)

第6条 指名競争入札における業者を選定する場合は、福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱（平成11年8月10日11管達第37号総務部長通知）に基づき、公正かつ公平に行なわなければならない。

(入札回数の制限)

第7条 競争入札の入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。

(指名結果及び入札結果の公表)

第8条 競争入札の透明性をより高めるため、一般競争入札にあつては入札結果を、指名競争入札にあつては指名結果及び入札結果を、県の発注に係る工事等の指名・入札結果公表について（昭和57年6月22日57管第224号総務部長依命通達）に基づき公表する。

(入札の無効)

第9条 福岡県財務規則第156条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 告示に基づき入札参加資格審査申請を行った者又は入札参加資格審査申請を行った者から委任を受けている者の記名がないとき。
- (2) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札をしたとき。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成25年1月29日一部改正）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日一部改正）

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

附 則（令和3年2月10日一部改正）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月12日一部改正）
この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則（令和6年4月16日一部改正）
この要綱は、令和6年4月16日から施行する。